（技術管理者証の再交付）

第八条　技術管理者証の交付を受けている者は、技術管理者証を破り、汚し、又は失ったときは、様式第六による申請書により、環境大臣に技術管理者証の再交付を申請することができる。

2　技術管理者証を破り、又は汚した者が第一項の申請をする場合には、申請書にその技術管理者証を添付しなければならない。

3　技術管理者証の交付を受けている者は、技術管理者証の再交付を受けた後、失った技術管理者証を発見したときは、五日以内に、これを環境大臣に返納しなければならない。

（技術管理者証の書換え）

第九条　技術管理者証の交付を受けている者は、技術管理者証の記載事項に変更を生じたときは、様式第七による申請書に技術管理者証に戸籍の謄本若しくは抄本若しくは本籍の記載のある住民票の写し又はこれらに代わる書面を添付して、環境大臣に技術管理者証の書換えを申請することができる。

（技術管理者証の返納）

第十条　技術管理者証の交付を受けている者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）に規定する死亡又は失踪の届出義務者は、一月以内に、環境大臣に技術管理者証を返納しなければならない。

（技術管理者試験）

第十一条　技術管理者試験（以下「試験」という。）は、環境大臣が行うものとする。

（試験の公示）

第十二条　環境大臣は、試験を行う期日及び場所並びに受験申請書の提出期限及び提出先を、あらかじめ、官報に公示しなければならない。

（試験の内容）

第十三条　試験すべき事項は、土壌汚染状況調査等を適確かつ円滑に遂行するに必要な知識及び技能であって、環境大臣が告示で定めるものとする。

（受験の申請）

第十四条　試験を受けようとする者は、様式第八による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、写真（申請前六月以内に脱帽して正面から撮影した縦六センチメートル横四センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）を添付しなければならない。

（合格証書の交付）

第十五条　環境大臣は、試験に合格した者に合格証書を交付するものとする。

（合格証書の再交付）

第十六条　合格証書の交付を受けた者は、合格証書を破り、汚し、又は失ったときは、様式第九による申請書により、環境大臣に合格証書の再交付を申請することができる。

（試験の無効等）

第十七条　環境大臣は、試験に関して不正の行為があった場合には、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

2　環境大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて試験を受けることができないものとすることができる。

（変更の届出等）

第十八条　法第三十五条の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

二　技術管理者の氏名及びその者が交付を受けた技術管理者証の交付番号

三　土壌汚染状況調査等を行う事業所ごとの技術管理者の配置の状況

四　土壌汚染状況調査等を行う事業所ごとの都道府県の区域

五　法人である場合は、役員の氏名、法人の種類に応じた構成員の氏名（構成員が法人である場合は、その法人の名称）及び構成員の構成割合

2　法第三十五条の届出は、様式第十による届出書を提出して行うものとする。

様式第1を次のように改める。

様式第一（第一条第一項関係）

収入印紙（消印してはならない）

指　定　申　請　書

年　月　日

環　境　大　臣　殿

申請者　氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名　印

土壌汚染対策法第3条第1項の指定を受けたいので、同法第29条の規定により、次のとおり申請します。

土壌汚染状況調査等を行おうとする事業所の所在地		
名　称	（郵便番号）　所　在　地　（電話番号）	土壌汚染状況調査等を行おうとする都道府県の区域
計　箇所		

備考　1　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

2　氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。